

## 質疑応答書

令和5年3月29日

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答する。

質疑事項	回答事項
<p>8 (2) 契約保証金 要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除とする</p> <p>【質疑】 導入実績調書を（様式2）を提示することで免除となる認識で良いでしょうか。</p>	<p>導入実績調書等により、過去2か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないことが確認できる場合は、契約保証金を免除します。</p>
<p>実施要領 第5 (1) なお、賃貸借事業者を参加希望者が指名するほかの事業者とする場合は、参加希望者と指名する賃貸借事業者との関係（資本、技術提携、共同での事実実績等）を示す資料を提出する事。</p> <p>【質疑】 指定された資料にて提出し、賃貸借リース会社を指名したいと思っております。 その場合、プロポーザルの時点では、提案書やリース料率も加味した金額の提示は参加希望者の社名で提案します。業者決定の時点においては、貴市との契約は指定したリース会社となる認識で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
質問年月日 令和5年3月27日	